

京都市告示第 4 8 1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 3 6 条第 1 項の規定により，次のとおり法第 2 9 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業を指定しました。

平成 2 6 年 2 月 1 3 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

社会福祉法人 京都社会事業財団（会長 松原 義人）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市西京区山田平尾町 1 7 番地

3 事業所の名称

京都桂川園 久世障害デイサービスセンター・ショートステイ

4 事業所の所在地

京都市南区久世上久世町 7 7 - 1

5 指定する事業の種類

短期入所

6 指定年月日

平成 2 6 年 2 月 1 3 日

7 事業所番号

2 6 1 0 5 8 1 2 9 6

（保健福祉局障害保健福祉推進室）